

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	5	14	△9	△ 64.3
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	5	14	△9	△ 64.3

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,458	1,707	△250	△ 14.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,458	1,707	△250	△ 14.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		472	503	△31
(内訳)	ダム等建設費	319	343	△24
	用水路建設費	153	160	△7

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,294	1,313	△19
(財源)	財政投融资	5	14	△9
	財政融資	5	14	△9
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	1,289	1,299	△10
	一般会計交付金	381	410	△29
	一般会計補助金	141	132	8
	財投機関債	100	70	30
	割賦負担金	286	315	△29
	負担金	310	299	10
	その他	72	72	0

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人水資源機構)

＜官民の役割分担・リスク分担＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

機構は、洪水調節等の治水目的と水道用水、工業用水、農業用水の確保といった利水を目的とする広域的かつ大規模なダム等の建設から管理までを総合的かつ一元的に推進し、極めて公共性の高い事業を行っている。

このような県域を越えた広域的な事業は県レベルの行政では対応が困難である。また、事業には多数の利水者等が参加し、その利害関係が複雑多岐にわたっており、国レベルでもそれぞれ所管が異なることから、機構が多数の利害の総合調整を一元的に担当することで、円滑かつ効率的な水資源の開発及び利用の推進を可能にしている。

治水事業は、河川下流地域の住民の生命・財産の安全保持、国土の保全を図るもので、国の行政として行われる事業であり、また、利水事業についても、利水の各用途は、国民経済及び国民生活上極めて公益性が高く、国からの補助金等が必要な事業であることから、利潤獲得を目的とする民間企業で行うことは適切でなく、公的主体が実施すべきものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

該当なし。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構が実施している事業は、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性、透明性を確保する観点から、主務各省において政策評価制度を設け、中止を含めて再評価が実施されており、真に必要な事業を峻別した上で財投要求を行っていることとされている。各省の再評価の概要は、以下のとおりである。

○ 国土交通省

a 再評価対象基準

- ・ 事業採択後3年を経過した時点で未着工の事業
- ・ 事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業
- ・ ダム事業の実施計画調査費が予算化後3年を経過している事業
- ・ 再評価後3年を経過している事業
- ・ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた再評価実施主体（関係地方整備局及び水資源機構等）又は国土交通省の事業を所管する本省内部部局の長が判断した事業

ｂ 再評価の内容

- ・ 事業の必要性等（事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果及び事業の進捗状況）
- ・ 事業の進捗の見込み
- ・ コスト縮減や代替案立案等の可能性

ｃ 再評価の実施状況

平成13年度	徳山ダム（継続決定）
平成14年度	栗原川ダム（中止決定）
平成15年度	滝沢ダム、思川開発、丹生ダム、武蔵水路改築、大山ダム（継続決定）、戸倉ダム（中止決定）
平成16年度	徳山ダム、川上ダム（継続決定）
平成17年度	対象事業なし
平成18年度	対象事業なし
平成19年度	小石原川ダム、思川開発（継続決定）
平成20年度	武蔵水路改築、大山ダム、川上ダム、丹生ダム、滝沢ダム（継続決定）
平成21年度	対象事業なし
平成22年度	対象事業なし
平成23年度	思川開発、武蔵水路改築、木曽川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、小石原川ダム（継続決定）
平成24年度	対象事業なし
平成25年度	対象事業なし
平成26年度	思川開発、武蔵水路改築、木曽川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム（継続決定）
平成27年度	対象事業なし
平成28年度	対象事業なし
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	対象事業なし
令和元年度	思川開発（継続決定）
令和２年度	対象事業なし
令和３年度	木曽川水系連絡導水路、川上ダム建設（継続決定）

なお、思川開発、木曽川水系連絡導水路、丹生ダムについては、平成22年９月28日に国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討を進めるよう指示があり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、関係地方整備局と共同して検証に係る検討を進めているところであり、丹生ダムについては平成28年７月に「事業中止」、思川開発については平成28年８月に「事業継続」との対応方針が決定している。また、木曽川水系連絡導水路については現在検証中である。

○ 農林水産省

ａ 再評価対象基準

- ・ 事業実施計画認可後５年を経過した時点で未着手の事業、10年が経過した時点で継続中の事業又は事業実施計画認可後５年を経過した時点で継続中の事業であって、農村振興局長が必要と認めた事業

- ・ 10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年ごと

b 再評価の内容

- ・ 事業の進捗状況
- ・ 関連事業の進捗状況
- ・ 事業実施計画の重要な部分の変更の必要性の有無
- ・ 社会経済情勢の変化
- ・ 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- ・ 環境との調和への配慮
- ・ 事業コスト縮減等の可能性
- ・ 代替案の実現可能性

c 再評価の実施状況

平成13年度	対象事業なし
平成14年度	愛知用水二期（継続決定）
平成15年度	対象事業なし
平成16年度	豊川用水二期、香川用水緊急改築（継続決定）
平成17年度	対象事業なし
平成18年度	印旛沼開発施設緊急改築（継続決定）
平成19年度	対象事業なし
平成20年度	対象事業なし
平成21年度	豊川用水二期（継続決定）
平成22年度	対象事業なし
平成23年度	対象事業なし
平成24年度	対象事業なし
平成25年度	対象事業なし
平成26年度	豊川用水二期（継続決定）
平成27年度	両筑平野用水二期（継続決定）
平成28年度	対象事業なし
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	対象事業なし
令和元年度	豊川用水二期（継続決定）
令和2年度	対象事業なし
令和3年度	対象事業なし

○ 経済産業省

a 再評価対象基準

- ・ 事業評価実施後5年以上連続して補助金の交付を受けている事業
- ・ 事業計画の大幅な変更や、事業の継続に対する疑念等が生じたことを確認した場合
- ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月29日法律第86号）第7条第2項第2号に該当する場合

b 再評価の内容

- ・ 需要の見通し（給水区域、給水量及び需要発生時期等）
- ・ 施設建設計画（施設規模、建設行程等）

・費用便益分析等

c 再評価の実施状況

平成13年度	房総導水路（継続決定）
平成14年度	愛知用水二期（継続決定）
平成15年度	対象事業なし
平成16年度	豊川用水二期、香川用水緊急改築（継続決定）
平成17年度	対象事業なし
平成18年度	印旛沼開発施設緊急改築、豊川用水二期（継続決定）
平成19年度	対象事業なし
平成20年度	対象事業なし
平成21年度	対象事業なし
平成22年度	対象事業なし
平成23年度	対象事業なし
平成24年度	豊川用水二期（継続決定）
平成25年度	木曽川水系連絡導水路（継続決定）
平成26年度	武蔵水路改築、豊川用水二期（継続決定）
平成27年度	対象事業なし
平成28年度	対象事業なし
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	木曽川水系連絡導水路（継続決定）
令和元年度	豊川用水二期、房総導水路施設緊急改築（継続決定）
令和2年度	対象事業なし
令和3年度	対象事業なし

○ 厚生労働省

a 再評価対象基準

水道施設整備に係る厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助する事業について

- ・原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施
- ・その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には適宜実施
- ・ダム、河口堰、湖沼水位調節施設の新築に係る事業にあっては、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しない。

b 再評価の内容

- ・事業の概要
- ・事業をめぐる社会経済情勢等
- ・事業の進捗状況
- ・新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性
- ・費用対効果分析

c 再評価の実施状況

平成13年度 対象事業なし

平成14年度	愛知用水二期（継続決定）
平成15年度	対象事業なし
平成16年度	豊川用水二期、香川用水緊急改築（継続決定）
平成17年度	福岡導水（継続決定）
平成18年度	印旛沼開発施設緊急改築、豊川用水二期（継続決定）
平成19年度	小石原川ダム、群馬用水施設緊急改築（継続決定）
平成20年度	大山ダム、思川開発、滝沢ダム、福岡導水（継続決定）
平成21年度	対象事業なし
平成22年度	川上ダム、両筑平野用水二期（継続決定）
平成23年度	対象事業なし
平成24年度	小石原川ダム、豊川用水二期（継続決定）
平成25年度	思川開発、木曽川水系連絡導水路、両筑平野用水二期（継続決定）
平成26年度	武蔵水路改築、川上ダム、豊川用水二期（継続決定）
平成27年度	対象事業なし
平成28年度	思川開発（継続決定）
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	木曽川水系連絡導水路、利根導水路大規模地震対策（継続決定）
令和元年度	豊川用水二期、房総導水路施設緊急改築（継続決定）
令和2年度	対象事業なし
令和3年度	対象事業なし

加えて、現行の水資源開発基本計画（フルプラン）は、近年の気候変動を踏まえた水利用の安定性確保、施設の改築や一定の条件整備の下での用途間転用等による既存施設の有効活用等の多様な課題について十分検討を行い、水需給上の必要性等を厳正に吟味した上で改定されることとなっている。

なお、上記の観点から見直しを行い、平成27年12月に「豊川水系」、平成30年3月に「木曽川水系」、平成31年4月に「吉野川水系」、令和3年5月に「利根川水系及び荒川水系」、令和3年8月に「筑後川水系」、令和4年5月に「淀川水系」の改定が行われた。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度要求は、事業規模や自己資金を十分精査した適切なものとなっており、引き続き財投運用残が生じないよう努めていく。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	元年度	2年度	3年度
運用残額	—	—	—
運用残率	—	—	—

<その他>

5. 上記以外の特記事項
特になし。

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 令和5年度における財投機関債の発行内容

発行予定額：100億円・発行形態：普通社債型

(参考)令和4年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発 行 額：70億円

発行形態：普通社債型

年 限：3年

2. 要求の考え方

機構は、利水者が負担金を割賦支払又は一時支払で支払うことを選択した場合立替資金として財政融資資金借入金及び水資源債券により調達している。

この調達額については、①利水者から事業完了後、調達額に係る利息を賦して回収するため、当該利水者負担を低く抑えるべく、可能な限り低コストでの調達が必要であること、②財政投融资改革の趣旨を踏まえること、③令和2年度にSDGs債として認証を受けたこと等により、更なる機構事業のPR、社会貢献活動等の周知及び投資家からの需要の高まり等を考慮した額を計上している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人水資源機構)

「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

該当なし。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人水資源機構）

1. 政策的必要性

水資源開発事業は、水資源開発促進法によって指定された7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）における水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための事業である。機構は、国又は地方公共団体に代わって利水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的用水路などの建設及び管理を行っている。それらの事業を通じて、水道用水、工業用水及び農業用水の確保・供給を行うと共に、洪水調節、流水の正常な機能の維持と増進を図っている。

機構が実施する事業は、広域的かつ大規模な事業である。県域を越えた広域的な事業は、県レベルの行政では対応が困難である。

また、事業には多数の利水者等が参加し、その利害関係が複雑多岐にわたっており、国レベルでもそれぞれ所管が異なることから機構が多数の利害の総合調整を一元的に担当することで、円滑かつ効率的な水資源開発事業の推進を可能にしている。

2. 民業補完性

機構は、洪水調節等の治水目的と水道用水、工業用水、農業用水の確保といった利水目的を合わせた多目的かつ公共性の高い事業を行っている。

機構の実施する事業のうち治水事業は、下流地域の住民の生命・財産の安全保持、国土の保全を図る事業であり、公共性が極めて高く、河川法の特例として河川管理者（国土交通大臣）に代わって行うものであり、いわば国策として実施されているものである。

利水事業のうち、農業用水に係るものについては、国営土地改良事業に相当するものとして国（農林水産省）に代わって行うものであり、また水道用水、工業用水に係るものについては、地方公共団体の水道事業又は工業用水道事業に相当するものとして都府県等に代わって行うものである。これら各種用水を広域的に供給する事業は、国民経済、国民生活上極めて公共性が高いものである。

このような事業の性格から、利潤獲得を目的とする民間事業で行うことは適切ではなく、公的主体が実施すべきものである。

3. 有効性

水資源開発事業は、水資源開発促進法によって指定された7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）における水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための事業である。機構は、国又は地方公共団体に代わって利水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的用水路などの建設及び管理を行っている。それらの事業を通じて、水道用水、工業用水及び農業用水の確保・供給を行うと共に、洪水調節、流水の正常な機能の維持と増進を図っている。

具体の事業の成果及び達成時期は以下のとおりである。

(1) ダム等建設事業 (建設事業)

水 系	事業名	成 果				達成 時期 (年度)	備 考
		洪水 調節 (m3/s)	新規開発（導水）				
			農業 用水 (m3/s)	水道 用水 (m3/s)	工業 用水 (m3/s)		
利根川 荒 川	思川開発(南摩ダム)	130→ 5		2.984 (1.163)		R6	新規開発分 (うち非かんがい期のみ)
木曽川	木曽川水系連絡導水路			3.300	0.700	H27	導水量を記載
吉野川	早明浦ダム再生	4700→2000	18.870	7.470	14.110	R10	既存ダムの諸元を記載
	旧吉野川河口堰等大規模地震対策（仮称）	洪水疎通機能の確保	取水の安定化			R13	施設管理規程の目的等を記載 (R5事業化予定)
筑後川	小石原川ダム	190→ 50		0.650		R10	既存ダムの諸元を記載（R1概成）
	筑後川水系ダム群連携					R19	流水の正常な機能の維持のための 事業（R5事業承継予定）
	寺内ダム再生	300→120	11.795※	3.650※		R11	既存ダムの諸元を記載（R5事業化 予定） ※江川ダムと相まって開発
合 計	最大供給量		30.665	18.054	14.810	63.529	
	うち新規開発分			2.984		2.984	

(2) 用水路等建設事業 (二期・改築事業)

水 系	事業名	成 果				達成 時期 (年度)	備 考
		洪水 調節 (m3/s)	導 水				
			農業 用水 (m3/s)	水道 用水 (m3/s)	工業 用水 (m3/s)		
利 根 川	利根導水路大規模地震対策		74. 023	31. 871	1. 850	R5	施設管理規程の導水量を記載
荒 川	成田用水施設改築		3. 250			R10	施設管理規程の導水量を記載
豊 川	豊川用水二期		20. 469	4. 183	2. 430	R12	事業実施計画の導水量を記載
木 曽 川	木曽川用水濃尾第二施設改築		11. 206			R18	施設管理規程の導水量を記載
吉 野 川	香川用水施設緊急対策		11. 300	3. 870	0. 630	R6	施設管理規程の導水量を記載
	吉野川下流域用水		27. 002			R7	水利使用規則（R5事業承継予定） の最大取水量を記載
筑 後 川	福岡導水施設地震対策			2. 767		R14	施設管理規程の導水量を記載
	筑後川下流用水総合対策		28. 080			R19	施設管理規程の導水量を記載
合 計			175. 330	42. 691	4. 910	222. 931	

(3) 開発・導水量合計

	区 分	単位	農業 用水	水道 用水	工業 用水	計	
総合計	最大供給量	m3/s	205.995	60.745	19.720	286.46	
	うち新規開発分	m3/s		2.984		2.984	

4. その他

受益者負担金の立替金である機構の借入金は、建設事業完了後に利水者から割賦負担方式により徴収し、借入金の返済に充当している。

この割賦負担金の金利、期間及び返済方法は、利水者と協議の上、国土交通大臣及び関係主務大臣の認可を受けることとされている。

借入金が立替資金であり、これを負担する利水者が地方公共団体等であるという実態から、機構の借入金の償還に支障が生じることはないものとする。

また、機構法上、負担金をその納付期限までに納付しない場合には、国税の滞納処分の例により強制徴収できることになっており、負担金の回収に万全を期す仕組みとなっている。

なお、これまでに割賦負担金が滞納された事例はない。

3 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和3事業年度の当期純損失は553百万円であり、前中期目標期間繰越積立金取崩額2,521百万円を計上した結果、当期総利益は1,968百万円となる。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

(単位：百万円)

科 目	R2決算額	R3決算額	増△減額
流動資産	88,527	70,851	△ 17,676
固定資産	3,345,742	3,280,624	△ 65,118
事業用固定資産	2,654,790	2,748,672	93,882
一般用固定資産	6,590	6,501	△ 89
建設仮勘定	425,763	299,027	△126,736
割賦元金	232,229	205,938	△ 26,291
その他の固定資産	26,371	20,486	△ 5,884
資産合計	3,434,269	3,351,475	△ 82,794

- ・事業用固定資産は、減価償却等による減額（75,083百万円）があったが、これを上回る増額（事業用建設仮勘定からの振替増等、168,965百万円）があったため、増額となった。
- ・建設仮勘定は、建設事業の進捗等による増額（39,201百万円）があったものの、これを上回る減額（事業用建設仮勘定からの振替減等、165,937百万円）により、減額となった。
- ・割賦元金は、利水者からの回収（26,291百万円）があったため、減額となった。

○負債

(単位：百万円)

科 目	R2決算額	R3決算額	増△減額
流動負債	75,513	65,373	△ 10,141
固定負債	3,277,638	3,205,926	△ 71,712
資産見返負債	3,030,674	2,989,347	△ 41,327
長期預り補助金等	657	657	△ 0
水資源債券	10,000	10,000	0
長期借入金	213,290	184,838	△ 28,452
引当金	22,934	21,026	△ 1,908
その他の固定負債	82	58	△ 24
負債合計	3,353,151	3,271,299	△ 81,852

- ・長期借入金は、建設事業の進捗に要した新規調達額（1,000百万円）があったが、返済・償還額（30,567百万円）が上回ること等があったため、減額となった。

(2) 費用・収益の状況

○費用

(単位：百万円)

科 目	R2決算額	R3決算額	増△減額
経常費用	127,296	126,927	△ 369
管理業務費	35,462	35,991	528
受託業務費	2,636	2,257	△ 379
寄附金事業費	2	—	皆減
災害復旧事業費	2,078	842	△ 1,236
海外調査等業務費	106	115	9
建設事業費	8,018	7,890	△ 128
一般管理費	508	1,585	1,077
事業用固定資産減価償却費等	74,638	75,006	367
財務費用	3,848	3,243	△ 605
臨時損失	82	78	△ 5
当期純利益又は 当期純損失(△)	575	△ 553	△ 1,128
合 計	127,953	126,451	△ 1,502

○収益

(単位：百万円)

科 目	R2決算額	R3決算額	増△減額
経常収益	127,871	126,374	△ 1,497
受託収入	2,658	2,380	△ 278
補助金等収益	33,432	33,905	473
寄附金収益	2	—	皆減
災害復旧事業収入	2,078	842	△ 1,236
海外調査等業務収入	52	36	△ 16
管理雑収入	911	957	46
資産見返補助金等戻入	74,603	74,972	368
建設仮勘定見返補助金等戻入	7,634	7,608	△ 26
賞与引当金見返に係る収益	523	515	△ 8
財務収益	5,950	5,046	△ 904
雑益	28	114	86
臨時利益	82	78	△ 5
合 計	127,953	126,451	△ 1,502

- ・ 当期純損失553百万円を計上し、前中期目標期間繰越積立金取崩額2,521百万円を計上した結果、当期総利益は1,968百万円となる。これは、財務収益（主に割賦償還に係る受取利息）が、財務費用（主に借入金等に係る支払利息）を上回っていることによるものである。
- ・ 臨時損失には、独立行政法人通則法第46条の2第2項に基づく譲渡収入による

不要財産の固定資産売却損等を計上している。

- ・臨時利益には、独立行政法人通則法第46条の2第2項に基づく譲渡収入による不要財産の資産見返補助金等戻入等を計上している。